

2004年8月20日

全損保日動外勤支部大阪分会

## 東京海上共済組合「及不会」文書について

全損保組合員のもとに東京海上共済組合から、“新会社における共済組合について”と“加入申込書兼解散一時金請求権譲渡書”が送られています。

新会社における共済組合は東海日動労組が運営主体となる共済制度しか用意しておらず、この共済組合は他の労働組合員の加入を認めない排他的な組織であるため、私達は加入することができません。

全損保としては他の共済制度への加入を検討しつつ、新会社においても日動共済会のような会社主体の共済制度の導入を求めているようではありませんか。

ついては加入もできない申込書や解散一時金請求権を放棄する譲渡書には間違っても署名捺印などしないようご注意ください。

以上

全損保日動外勤支部大阪分会